

令和3年度 第1回
静岡県発達障害者支援地域協議会
資料

令和3年12月16日(木)

健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課

1 計画の概要

- 1 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 2 計画期間：令和4年度から令和7年度までの4か年
- 3 位置付け：障害者基本法に基づき策定する、障害者施策の基本的方向性を示す。

種別	内容	根拠法	R0	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
障害者計画	○ 施策の基本的方向性・基本理念、基本目標	障害者基本法	第5次							
障害福祉計画	○ 数値目標等の実施計画	障害者総合支援法								
障害児福祉計画	○ 数値目標、サービス必要見込	児童福祉法								

3 計画改定のポイント

(1) 柱の追加・修正

最重点施策への取組を踏まえ、大柱の位置付けを変更、中柱を追加・修正

<現行計画>

Ⅰ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の推進

- 1 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の推進
- 2 障害者スポーツと文化芸術活動の振興

Ⅱ 地域生活支援拠点の整備

- 1 早期支援体制の整備
- 2 教育の振興
- 3 重症心身障害児(者)に対する支援の充実
- 4 発達障害のある人に対する支援の充実
- 5 精神障害のある人に対する支援の充実
- 6 難病のある人に対する支援の充実

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援

- 1 様々なライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 2 暮らしを支える福祉サービスの充実
- 3 施設や病院から地域生活への移行の促進
- 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進
- 5 地域での保健・医療体制の充実
- 6 施設での防災、防犯体制の充実
- 7 安心して暮らせるまちづくり

<次期計画>

Ⅰ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の推進

- 1 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の推進(重①)
- 2 情報保障の推進(重③)
- 3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興

Ⅱ 地域生活支援拠点の整備

- 1 身近な相談支援体制整備の推進(重②)
- 2 暮らしを支える福祉サービスの充実
- 3 施設や病院から地域生活への移行の促進(重②)
- 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進
- 5 地域での保健・医療体制の充実
- 6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進(重③)
- 7 安心して暮らせるまちづくり

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援

- 1 早期支援体制の整備
- 2 教育の振興
- 3 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実
- 4 発達障害のある人に対する支援の充実(強度行動障害のある人への支援)
- 5 精神障害のある人に対する支援の充実
- 6 難病のある人に対する支援の充実

2 最重点施策

- <重点①> 法改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進
これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることを踏まえ、県条例の改正とともに、県民会議と連携し、更なる周知啓発や取組を促進する。
- <重点②> 親亡き後の地域生活継続のための仕組みづくり
親亡き後も障害のある人の生活を地域で支えるため、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化する。
- <重点③> 新しい生活様式における障害者に対する情報保障の推進と感染症対策の充実
ウィズコロナを踏まえた新しい生活様式において、情報を入しやすい環境を目指し、障害分野でのICT活用を推進する。また、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を推進する。

(2) 主な取組の追加

最重点施策等の取組を追加、障害団体の意見を反映

(障害に対する理解)

- 民間企業の合理的配慮に対する理解・実践の促進
- ◆ 当事者と協働した障害理解の啓発活動(情報保障)
- 障害者手話通訳サービス活用など情報保障の充実
- ◆ 点字に加え拡大文字による情報提供、失語症向け支援

(地域での生活支援)

- 親亡き後の生活を支える、地域生活支援拠点等や日中支援型グループホーム整備の促進
- ◆ 地域生活支援拠点の整備、親亡き後の居住の確保(献労促進)
- 経済的自立のため農産物の拡充や福産品の販路拡大(防災、感染症対策)
- 障害福祉事業所等での感染症予防対策の推進
- ◆ 災害時の心のケアのための専門職団体等との連携

(医療的ケア児への支援)

- 医療・福祉・教育の連携による医療的ケア児の支援体制の構築
- ◆ 医療的ケア児等コメディネーターの配置(発達障害のある人への支援)
- 発達障害者支援センターを中心とした支援体制構築(強度行動障害のある人への支援)
- 強度行動障害の重症化の予防や適切な支援

(3) 主な数値目標の設定

新たな指標を追加、目標値を設定

指標	現状(R2)	目標(R7)
差別解消法民間会議参加団体数	286 団体	340 団体
手話通訳者養成研修修了者数	過去5年平均 29.8 人	毎年 80 人

指標	現状(R2)	目標(R7)
地域生活支援拠点等設置数	14 箇所	24 箇所
日中サービス支援型GHI利用者数	232 人	621 人
働く幸せ創出センターの年間件数	1071 件	1200 件

指標	現状 (H30~R2)	目標 (R4~R7)
重症心身障害児支援の専門人材養成数	累計 318 人	累計 500 人
発達障害児支援の専門人材養成数	累計 657 人	累計 800 人

第5次静岡県障害者計画骨子案

資料1-2

第4次静岡県障害者計画【平成30年度～平成33年度】	
I 障害に対する理解と相互交流の促進	
1 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進	
(1) 差別のない社会づくり	
ア 障害に対する正しい理解と合理的配慮の推進	
イ ユニバーサルデザインの普及	
ウ 人権教育・人権啓発等の推進	
(2) 権利擁護のための体制の充実	
(3) 虐待防止対策の推進	
(4) 啓発・広報活動の推進	
(5) 地域福祉教育の推進	
(6) 関係団体等との連携強化	
(7) 投票しやすい環境の整備	
ア 選挙情報の提供	
イ 投票に対する配慮	
(8) 警察の捜査手続における配慮	
2 障害者スポーツと文化芸術活動の振興	
(1) 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた支援	
(2) 障害者スポーツの振興	
(3) 文化芸術の振興	

第5次静岡県障害者計画【令和4年度～令和7年度】	
I 障害に対する理解と相互交流の促進	
1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別禁止と合理的配慮の提供の推進	
(1) 差別解消の推進	
ア 障害に対する正しい理解と合理的配慮の推進	
イ 啓発・広報活動の推進	
ウ 心のユニバーサルデザインの普及	
エ 人権教育・人権啓発等の推進	
(2) 権利擁護の推進	
(3) 虐待防止対策の推進	
(4) 福祉教育・地域交流の推進	
(5) 関係団体等との協働の推進	
(6) 投票しやすい環境の整備	
ア 選挙情報の提供	
イ 投票に対する配慮	
2 情報保護の推進	
(1) 情報保護の推進	
ア コミュニケーション手段の充実	
イ コミュニケーション支援人材の養成・派遣	
ウ 信頼のユニバーサルデザイン化の推進	
3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興	
(1) 障害者スポーツの振興	
(2) 文化芸術活動の振興	

II 多様な障害に応じたきめ細かな支援	
1 早期支援体制の整備	
(1) 早期発見対策の充実	
(2) 早期療育の充実	
2 教育の振興	
(1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実	
ア インクルーシブ教育システムの推進	
イ 教育相談の充実	
(2) 特別支援教育の充実	
ア 教育内容の充実	
イ 教育環境の整備・充実	
ウ 放課後対策等の充実	
エ 生涯を通じた多様な学習活動の充実	
(3) 高等部教育の充実	
3 重症心身障害児(者)に対する支援の充実	
(1) 重症心身障害児(者)に対する支援	
4 発達障害のある人に対する支援の充実	
(1) 発達障害のある人に対する支援	
5 精神障害のある人に対する支援の充実	
(1) 精神障害のある人に対する支援	
6 難病のある人に対する支援の充実	
(1) 難病患者に対する支援	

II 地域における自立生活を支える体制づくり	
1 身近な相談支援体制整備の推進	
(1) 相談支援の充実	
(2) 相談支援従事者等の人材育成	
2 暮らしを支える福祉サービスの充実	
(1) 地域での支え合い活動の推進	
(2) 介護保険制度との連携	
(3) 福祉人材の養成・確保	
(4) 適正なサービスの確保	
(5) 施設サービスの充実	
(6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充	
(7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発	
3 施設や病院から地域生活への移行の促進	
(1) 訪問系・日中活動系サービスの充実	
(2) 居住の場の充実	
(3) 精神障害のある人の地域移行の促進	
(4) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実	
4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進	
(1) 一般就労への支援	
(2) 障害のある人の雇用の推進	
(3) 職場定着の支援	
(4) 福祉的就労への支援	
(5) 物品及び役務サービスの優先調達推進	
5 地域での保健・医療体制の充実	
(1) 健康づくりの推進	
(2) 自殺総合対策の推進	
(3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実	
(4) 地域リハビリテーション体制の充実	
(5) 質の高い医療及び歯科医療の提供	
6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進	
(1) 施設における防災体制・防犯対策の充実	
(2) 施設における感染症対策の充実	
7 安心して暮らせるまちづくり	
(1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進	
(2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進	
(3) 地域における防災体制の充実	
(4) 防犯対策の推進	
(5) 交通安全対策の推進	
(6) 消費者としての利益の擁護及び増進	

II章とIII章を入れ替え

第5次静岡県障害者計画骨子案

Ⅲ 地域における自立生活を支える体制づくり

- 1 様々なライフステージに応じた相談支援体制の充実
 - (1) 相談支援の充実
 - (2) 相談支援従事者等の人材育成
- 2 暮らしを支える福祉サービスの充実
 - (1) 地域共生社会の推進
 - (2) 介護保険制度との連携
 - (3) 福祉人材の養成・確保
 - (4) 適正なサービスの確保
 - (5) コミュニケーション手段の確保による情報保障の充実
 - (6) 福祉用具・身体障害者補助犬の普及・拡充
 - (7) 経済的支援制度の充実と普及・啓発
- 3 施設や病院から地域生活への移行の促進
 - (1) 地域生活移行に向けたサービス環境の整備促進
 - (2) グループホーム等の整備・利用促進
 - (3) 矯正施設退所障害者に対する社会復帰支援の充実
 - (4) ボランティア・NPO活動の促進
 - (5) 地域福祉計画等の推進
 - (6) 施設サービスの充実
- 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進
 - (1) 就労支援の充実
 - (2) 雇用対策の推進
 - (3) 働きやすい環境づくりの推進
 - (4) 福祉的就労への支援
 - (5) 物品及び役務サービスの優先調達の推進
- 5 地域での保健・医療体制の充実
 - (1) 健康づくりの推進
 - (2) 自殺総合対策の推進
 - (3) ひきこもりの状態にある人に対する支援の充実
 - (4) 地域リハビリテーション体制の充実
 - (5) 質の高い医療の提供及び歯科医療の提供
- 6 施設の防災、防犯対策の推進
 - (1) 地域における防災体制・防犯体制の充実
- 7 安心して暮らせるまちづくり
 - (1) ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進
 - (2) 誰もが住みやすい住宅整備の促進
 - (3) 地域における防災体制の充実
 - (4) 防犯対策の推進
 - (5) 交通安全対策の推進
 - (6) 消費者としての利益の擁護及び増進

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援

- 1 早期支援体制の整備
 - (1) 早期発見対策の充実
 - (2) 早期療養の充実
- 2 教育の振興
 - (1) インクルーシブ教育システムの推進と教育相談体制の充実
 - ア インクルーシブ教育システムの推進
 - イ 教育相談の充実
 - (2) 特別支援教育の充実
 - ア 教育内容の充実
 - イ 教育環境の整備・充実
 - ウ 放課後生活等の充実
 - エ 生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - オ 特別支援学校高等部教育の充実
- 3 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援の充実
 - (1) 重症心身障害児(者)・医療的ケア児(者)に対する支援
- 4 発達障害のある人に対する支援の充実
 - (1) 発達障害のある人に対する支援
 - (2) 強度行動障害のある人に対する支援
- 5 精神障害のある人に対する支援の充実
 - (1) 精神障害のある人に対する支援
- 6 難病のある人に対する支援の充実
 - (1) 難病患者に対する支援

連番	計画案の項目	団体	内容	担当課	対応案
26	III4(2) 強度行動障害のある人に対する支援	④手をつなぐ育成会	強度行動障害のある人を支えるためのセンター（中核）的機能を持つ機関Cの設置をして欲しい。	知的班的	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 P64③のとおり、県立磐田学園において地域の障害児入所施設等への技術指導やコンサルテーション、人材研修などを行う中核的機能を担っている。
27	III4(2) 強度行動障害のある人に対する支援	⑤知的障害者福祉協会	②強度行動障害のある人に対する支援として、施設における必要な人員確保、ハード整備に協力して欲しい。	知的班的	【意見の趣旨を踏まえて取り組む】 ○強度行動障害の特性に応じた個別の支援を適切に行うことができる専門的知識を有する人材を養成するため強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を実施し、引き続き人材の確保に取り組んでいく。 ○障害者支援施設において、強度行動障害のある人に適切な支援を行うため必要な人員の確保や施設改修等が可能となるよう、施設の運営体制に配慮した適正な加算の創設など報酬の見直しについて国に要望することを検討していききたい。 ○強度行動障害者のケアのための基盤整備については、令和6年度報酬改定に向けて、ハードとソフトの両面から検討が進められる見込みである。
28		⑤知的障害者福祉協会	厚労省で実施された障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議を受けて、次の項目を計画に追加して欲しい。 「障害児入所施設から退所する児童の移行に向けた移行調整体制の確保」 県（政令市）のもとで、市町、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑・速やかな移行を図る。	知的班的	【計画に記載する】 強度行動障害のある方に限定していないため、II3の「施設や病院から地域生活への移行の促進」に追加。 （現状と課題） ●障害児入所施設の入所児童の地域生活への移行支援に当たり、強度行動障害や医療的ケアを有する場合、虐待等による情緒障害に対する手厚い支援が必要なお場合、保護者が養育上の困難を抱えている場合などがあり、円滑な移行のために様々な支援が必要です。 （県の取組） ①移行調整が難しいケースに対して、必要に応じて、各関係機関と連携・協力して円滑な移行に向け調整を行うとともに、必要な地域資源の整備等の協議を行う。

資料1-4

(2) 早期療育の充実

【現状と課題】

- 子育ての不安や負担、悩みなどを地域の身近なところで必要な相談・支援を受けられることができると同時に、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた支援を受けられることができる体制が求められています。
- 放課後等デイサービス*事業所や児童発達支援事業所*は、サービスの創設以降、利用児童数、事業所数ともに大幅に増加していますが、厚生労働省によると、支援の質が低い事業所が増えているとの指摘があります。
- 障害のある子どもの在宅生活を支えるためには、平日の特別支援教育などのほか、週末等の居宅介護（ホームヘルプサービス）*などの訪問系サービス、短期入所（ショートステイ）*、日中一時支援など、地域の様々な資源を組み合わせることによって、本人の育ちを支え、家族を支援する取組が必要です。
- 障害のある子どもの多くが保育所等を利用しているため、適切な療育が受けられるよう、施設に対する専門的支援が必要です。
- 家庭で十分な養育や療育支援を受けられない障害のある子ども（要保護児童・要支援児童）については、迅速に家族支援を行い、社会的養育につなげることが必要です。

【県の取組】

- ① 発達障害のある子どもやその家族が、身近な地域で安心して必要な在宅サービスや発達相談、指導を受けられるよう、児童発達支援事業*及び家族等支援事業などの事業を充実します。 [健康福祉部障害者支援局]
- ② 医療・福祉・教育・労働等の関係機関や当事者団体、支援機関等で構成される静岡県発達障害者支援地域協議会により、障害のある子どもの地域療育支援体制を推進します。 [健康福祉部障害者支援局]
- ③ 通所機能、相談機能、障害のある児童の通う保育所等を支援するアウトリーチ機能を備えた地域における身近な療育機関である児童発達支援センター*を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図ります。 [健康福祉部障害者支援局]
- ④ 保育所等が行う障害児保育を支援するため、県内の全市町において、保育所等訪問支援が提供できる体制を整備します。 [健康福祉部障害者支援局]
- ⑤ 国が策定した障害児支援の基本的事項である「放課後等デイサービスガイドライン」及び「児童発達支援ガイドライン」の順守の徹底を図ります。 [健康福祉部福祉長寿局]
- ⑥ 障害のある子どもの生活の質（QOL）の充実のため、必要に応じて、個別の幼児児童生

徒の教育支援計画を策定し、関係機関等で情報共有することを推進します。【教育委員会】

- ⑦ 家庭では療育が難しい子どもについては、障害児入所施設や児童養護施設などにおける保護・支援を行います。また、強度行動障害児*や被虐待児など、他の施設では療育が難しい子どもについては、県立磐田学園や県立吉原林間学園で入所支援を実施するとともに、県内施設等への援助技術の普及を図ります。【健康福祉部障害者支援局】、【健康福祉部子ども未来局】

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	児童発達支援センター*設置市町数	(2020年度) 21市町	(2022年度) 政令市除く全市町

4 発達障害のある人に対する支援の充実

(1) 発達障害*のある人に対する支援

【現状と課題】

- 自閉症スペクトラム障害、学習障害*、注意欠陥多動性障害*等の発達障害のある人に対し、「静岡県における今後の発達障害者支援のあり方」を踏まえたライフステージを通じた支援体制の確立や身近な地域における支援体制の確立が必要です。
- 個々の発達障害の特性等を理解し、相談支援従事者、保育士など必要な専門的知識を有する人材を確保する必要があります。
- 発達障害のある人への支援については、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び関係団体との連携体制の強化や地域的な課題に取り組む必要があります。
- 身近な地域での相談支援機能の充実を図るため、2020年度から県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の2箇所体制とし、政令市のセンターと合わせて県全域の支援体制を構築しました。複雑化・多様化する相談へ対応するため、センターの運営を専門的な知識・経験を有する民間法人に委託しています。

【県の取組】

- ① 発達障害者支援センター*において、市町や一般の相談支援事業所では対応困難な事案について専門的な立場から相談を受け付け、発達支援や就労支援を行うほか、市町などの関係機関に対する情報提供や研修等を実施します。[健康福祉部障害者支援局]
- ② 地域の医療機関や支援機関の職員等を対象に専門家を養成するための研修会を開催し、地域での対応力の向上を図るほか、地域の療育拠点となる児童発達支援センター*の設置を促進し、障害児に対する重層的な支援体制の構築を図ります。 [健康福祉部障害者支援局]
- ③ 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者から構成される「静岡県発達障害者支援地域協議会」において、施策の評価や進捗管理を行い、地域課題への対応や関係機関等の連携の緊密化を図る仕組みを構築します。[健康福祉部障害者支援局]
- ④ 発達障害のある子どもをサポートする支援員の配置、学習障害等に対応した通級指導教室*の充実、高校段階での支援や教育の在り方の検討などを行い、様々な障害のある子どもを支援します。[教育委員会]

【数値目標】

	指 標	現状値	目標値
1	発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数	(2018～20年度) 累計 657 人	(2022～25年度) 累計 800 人

(2) 強度行動障害のある人に対する支援

【現状と課題】

- 強度行動障害の重度化を予防し、障害特性に応じた適切な支援をするため、支援に必要な専門的知識を有する人材を確保する必要があります。
- 強度行動障害があることで福祉施設（事業所）での受入れが消極的となったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されます。
- 強度行動障害のある人に対してライフステージを通じた支援体制の確立や身近な地域における支援体制の確立が必要です。

【県の取組】

- ① 強度行動障害のある方に対して高度な専門知識や技術に基づく個別支援を行うため、支援者養成研修による人材の養成に努めます。 [健康福祉部障害者支援局]
- ② 県立磐田学園では、居室の個室化、小規模ユニットケアを導入し家庭的な雰囲気の中で障害特性に応じた個別の療育を行うことで、家庭や地域での生活の移行に向けた支援を行います。また、保護者のレスパイトを目的とした短期入所の受入れも実施します。 [健康福祉部障害者支援局]
- ③ 県立磐田学園において研修を通じた民間施設への技術的支援や実習受入による次代を担う人材の育成に取り組み、県全体の養育支援力の充実を図ります。 [健康福祉部障害者支援局]